

# 船舶インシデント調査報告書

平成30年11月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年3月26日 14時20分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港東区 妻鹿漁港東防波堤灯台から真方位071°450m付近 (概位 北緯34°46.4′ 東経134°42.5′)
インシデントの概要	プレジャーヨットSea Tomatoは、北東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成30年7月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Sea Tomato、5トン未満（長さ8.59m）
船舶番号、船舶所有者等	235-41713 広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船舶修理業者によるメンテナンスを行う目的で、阪神港堺泉北区に向けて岡山県牛窓市<sup>うしまど</sup>所在のヨットハーバーを出発した。</p> <p>船長は、姫路市所在のヨットハーバー（以下「本件ヨットハーバー」という。）に寄港することとし、姫路港東区を東進中、北方の陸岸にヨットのマストのようなものが多数見えたので、本件ヨットハーバーの入口に向けるつもりで左転した。</p> <p>本船は、本件ヨットハーバー西方沖を約3ノットの対地速力で北東進中、船長が、ヨットのマストのように見えていたものが陸岸の電柱であることに気付いたものの、右舷方の海面に漁具が設置されていたので、同漁具と陸岸との間の水路を航行するつもりで北東進を続けていたところ、浅所に座洲した。</p> <p>船長は、約15年前に本件ヨットハーバーに入った経験が1回あったものの、本件ヨットハーバー西方沖にある浅所の存在を知らなかった。</p> <p>本船は、本インシデント当時、GPSプロッターが故障していた。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.6m、センターキール下端が約1.3mであった。</p> <p>本船が座洲した浅所の水深は、0.8～0.9mであった。</p>
分析	本船は、姫路港東区を北東進中、船長が、本件ヨットハーバー西方沖にある浅所の存在を知らなかったことから、右舷方の海面に設置さ

	<p>れていた漁具と陸岸との間の水路を航行するつもりで北東進を続け、浅所に座洲したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、姫路港東区を北東進中、船長が、本件ヨットハーバー西方沖にある浅所の存在を知らなかったため、右舷方の海面に設置されていた漁具と陸岸との間の水路を航行するつもりで北東進を続け、浅所に座洲したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、浅所から十分な距離を離して航行すること。</li> <li>・ GPSプロッターが故障した際は、速やかに修理することが望ましい。</li> </ul>